

青森県報

第千二百二十一号

令和八年
九月二十五日
(金曜日)

目次

告 示

- 水質に関する検査の業務を行う者の指定の一部改正……………(環境政策課) ……一
- 特定第二号漁業者の漁獲・特定養殖共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……二
- 道路の区域の変更……………(道路課) ……二

公 告

- 建設業者の許可の取消し……………(中南部県土整備事務所) ……二
- 右 同……………(同) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 右 同……………(三八県土整備事務所) ……三
- 右 同……………(西北県土整備事務所) ……四
- 右 同……………(上北県土整備事務所) ……四
- 右 同……………(同) ……四

公安委員会

- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(会計課) ……五

告 示

青森県告示第四百九十八号

昭和六十一年四月一日青森県告示第二百二十四号(水質に関する検査の業務を行う者の指定)の一部を次のように改正し、令和九年四月一日から施行する。

令和八年九月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一中「社団法人青森県浄化槽検査センター」を「一般社団法人青森県浄化槽検査センター」に、「青森市勝田一丁目一〇の四」を「青森市大字諏訪沢字桜川一〇〇の五」に、「三橋 彦」を「谷川 真則」に改める。
三の1の表を次のように改める。

検査に係る浄化槽の処理対象人員	手数料の額
一人以上一〇人以下	八、五〇〇円
一人以上二〇人以下	一、〇〇〇円
二人以上一〇〇人以下	一、〇〇〇円
一人以上三〇〇人以下	一、四〇〇円
三〇一人以上五〇〇人以下	一、六〇〇円
五〇一人以上二、〇〇〇人以下	一、九〇〇円
二、〇〇一人以上四、〇〇〇人以下	二、〇〇〇円
四、〇〇一人以上	二、五〇〇円

三の2の表を次のように改める。

検査に係る浄化槽の処理対象人員	手数料の額
一人以上一〇人以下	五、〇〇〇円
一人以上二〇人以下	七、〇〇〇円
二人以上一〇〇人以下	八、〇〇〇円
一人以上三〇〇人以下	一〇、〇〇〇円
三〇一人以上五〇〇人以下	一二、〇〇〇円
五〇一人以上二、〇〇〇人以下	一五、〇〇〇円

二、〇〇一人以上四、〇〇〇人以下
四、〇〇一人以上

一八、〇〇〇円
二一、〇〇〇円

青森県告示第四百九十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

令和八年九月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

発起人の住所及び氏名（名称）

区 域 区 分

図面 番号	道路 種類	路線 名	変 更 の 区 間			変更の 前後別	敷 地 の 幅 員	敷 地 の 延 長	備考
1	県 道	青森五所川 原線	五所川原市大字一野坪字馬繋場二〇九の五一から 五所川原市大字一野坪字馬繋場二〇九の五一まで			前	一九・九〇メートルから 二五・八〇メートルまで	一八・六〇メートル	
						後	一九・九〇メートルから 一九・九〇メートルまで	一八・六〇メートル	

令和八年九月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

- 一 商号又は名称 桜シーリング工業
- 二 氏名 阿部賢一
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字宮園四丁目一六の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一七）第一〇〇〇九号
- 五 取消年月日 令和八年八月十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
防水工事業に係る一般建設業の許可

青森県告示第五百号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和八年十月二十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和八年九月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

むつ市大字奥内字浜奥内一九の二
二本柳 吉逸
むつ市大字奥内字金谷沢三の四
平内 保由貴

むつ市第一区域
むつ市漁業協
同組合の地区
のうち、大字
奥内及び大字
中野沢の区域

総トン数十トン
未満の漁船によ
り行う漁業であ
つて、主として
刺網漁業

七 取消しの原因となった事実

令和八年七月二十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年九月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 有限会社かさい造園土木

二 代表者の氏名 葛西雅志

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字新里字上樋田九〇の一〇

四 許可番号 青森県知事許可（般一六）第一七〇五八号

五 取消年月日 令和八年九月一日

六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しに係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和八年五月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年九月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 斉藤電気株式会社

二 代表者の氏名 齋藤盛光

三 主たる営業所の所在地 平川市八幡崎宮本二五の三

四 許可番号 青森県知事許可（般一五）第二〇〇二〇五号

五 取消年月日 令和八年九月一日

六 取消しに係る建設業の許可

七 電気工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和七年三月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年九月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 環境設備開発株式会社

二 代表者の氏名 高橋佑

三 主たる営業所の所在地 八戸市城下三丁目一三の一七

四 許可番号 青森県知事許可（般一七）第一三四五八号

五 取消年月日 令和八年八月二十日

六 取消しに係る建設業の許可

七 建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和八年七月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年九月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 有限会社芦田建設

二 代表者の氏名 芦田文明

三 主たる営業所の所在地 北津軽郡板柳町大字掛落林字鶴ヶ池一〇の一・二

四 許可番号 青森県知事許可（般一七）第一二二四七号

五 取消年月日 令和八年八月十七日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び解体工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和八年七月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年九月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 有限会社中善建設

二 代表者の氏名 中村修二

三 主たる営業所の所在地 十和田市大字赤沼字下平六一九の二

四 許可番号 青森県知事許可（般一五）第一六六一号

五 取消年月日 令和八年八月二十八日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和八年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年九月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社岡建設

二 代表者の氏名 岡山孝

三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町字塔ノ沢山三一五の三

四 許可番号 青森県知事許可（般一六）第一三三七号

五 取消年月日 令和八年九月三日

六 取消しに係る建設業の許可

造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和八年八月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

公安委員会

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和八年九月二十五日

青森県警察本部長 安 田 貴 司

- 一 物品等の名称及び数量
航空隊ほか二十施設で使用する電気の供給
契約電力 一千九百八キロワット
予定使用電力量 五百八十一万五千百キロワット時
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県警察本部警務部会計課
青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和八年九月十日
- 五 落札者の名称及び住所
株式会社さくら新電力
弘前市大字北瓦ヶ町一九の五
- 六 落札金額
一億三千七百七十三万三千百四十円
- 七 落札者を決定した手続
十二か月分の総額における予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
令和八年七月三十一日

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 青森県号	
(印刷所・販売人) 青森市第二間屋町三丁目一番七 東奥印刷株式会社	
定価小口一枚二付二十四円九十五銭	毎週月・水・金曜日発行